

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成 21 年 10 月 6 日

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき「浜岡原子力発電所原子力事業者防災業務計画」(※1)(以下、「防災業務計画」という)を修正し、本日、同計画を国に届け出ました。

<主な修正の要旨>

・安全パラメータ表示システム(※2)の運用変更

当社は、これまでプラント運転データや放射線モニタ測定値等の原子力発電所の重要な情報について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定される事象(※3)が発生した場合に、国へ情報伝送を行う運用としていましたが、原子力安全・保安院からの依頼により常時、国へ伝送することとなったため、当該システムの運用について変更を行い、その旨について防災業務計画に反映しました。

※1 原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。

本計画は、毎年検討を加え、静岡県および御前崎市との協議を行い、必要に応じ修正をすることが義務づけられています。

※2 安全パラメータ表示システムは、運転データや放射線モニタ測定値等をリアルタイムに表示するシステムで、トラブルが発生した場合に緊急時対策所などでプラントの状況を把握し、運転支援等を行うために設置されています。

※3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定される事象は、原子力事業所の周辺において通常時よりも高い放射線(5マイクロシーベルト以上)が検出された場合などの異常事象です。

以 上